

横浜市情報公開・個人情報保護審査会 第308回会議議事録

日 時	令和4年7月11日（月） 午後2時30分～午後4時20分
開催場所	市庁舎18階なみき19会議室
出席者	藤原会長、飯島委員、金井委員、金子委員、齋藤委員、塩入委員、松村委員 ※いずれもWEB会議システムによる出席
欠席者	久保委員、西川委員
開催形態	議事1から6までは公開（傍聴者なし）。議事7は非公開
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長の選出 2 会長職務代理者の指名 3 部会構成員の指名 4 令和3年度答申・審議状況の報告 5 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護条例及び情報公開条例の改正について 6 審査会の運営について 7 大量審査請求案件について
議事及び決定事項	<p>開会にあたり、事務局が、WEB会議システムによる開催及び議事7の非公開を確認した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長の選出 <ul style="list-style-type: none"> （事務局） 議事の進行については、新たに会長が選出されるまでの間、市民局市民情報課長が行うこととする。 会長の選出については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第1項の規定により、委員の互選によることとされている。会長の選出について意見をお願いしたい。 （金子委員） 会長の藤原委員に引き続きお願いしたいと思うがいかがか。 （事務局） 会長は藤原委員にお願いするということによろしいか。 （委員） 異議なし （事務局） 委員の互選により、藤原委員が会長に選出されたので、以後の議事の進行を藤原会長に引き継ぐ。 2 会長職務代理者の指名 <ul style="list-style-type: none"> （藤原会長） 会長職務代理者については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第3項の規定により、会長が指名することとされている。金子委員に、会長職務代理者をお願いしたいが、よろしいか。 （委員） 了承 3 部会構成員の指名 <ul style="list-style-type: none"> （藤原会長） 部会の構成については、第一部会及び第四部会の部会長は引き

続き松村委員、第二部会の部会長は引き続き金子委員、第三部会及び制度運用調査部会は私が部会長を務めることとする。新たに委員に就任となった飯島委員は第二部会に、齋藤委員は前任期の第一部会に加えて第四部会をお願いしたいと考えるがいかがか。

(委員) 異議なし

(藤原会長) 部会及び部会長は、次のとおりとする。

第一部会 松村委員(部会長)、齋藤委員、塩入委員

第二部会 金子委員(部会長)、飯島委員、西川委員

第三部会 藤原委員(部会長)、金井委員、久保委員

第四部会 松村委員(部会長)、金井委員、齋藤委員

制度運用調査部会 藤原委員(部会長)、金子委員、松村委員

4 令和3年度答申・審議状況の報告

(事務局) 審査会の審議状況(平成24年度～令和3年度)(不服申立件数及び答申件数、平均処理期間・審議回数、審査会開催回数、情報公開・個人情報保護別の答申件数、答申結果、口頭意見陳述及び実施機関事情聴取の案件数並びに非開示理由該当性以外が主な争点となった答申)、行政文書開示等の処理状況(令和3年度)及び令和3年度の答申状況について報告(資料(2)から(4)までに基づき説明)

(松村委員) 令和4年度当初における前年度からの継続案件が1,033件とのことだが、濫用案件を除いた件数は何件くらいあるのか。

(事務局) 濫用案件で継続している案件が1,000件近くあるが詳細は確認する。

(藤原会長) 詳細な件数については、事務局から各部会で報告をしてもらうことで良いか。

(事務局) 承知

(松村委員) 平均処理期間を短くしていくことがポイントだと思う。令和3年度の状況をみると諮問から答申まで706日かかっている。1年以内には処理していきたいところである。濫用案件等もあり、今後の予測は難しいところであるが、審議入りまでの日数をどのように短縮していくかというところだと思う。意見交換していければよいと思う。令和2年の国のデータだと、諮問されてから答申までは平均279日となっており1年以内に収まっている。平均審議回数は2.5回となっている。単純比較はできないが差はあるようだ。

(藤原会長) 事務局とも調整していきたい。

5 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護条例及び情報公開条例の改正について

(事務局) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護条例及び情報公開条例の改正について説明(資料(5)に基づき説明)

	<p>(金子委員) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第22条第6項に係る罰則規定はあるのか。</p> <p>(事務局) 罰則規定はない。</p> <p>6 審査会の運営について</p> <p>(事務局) 意見陳述の実施方法及び答申書の交付方法について説明(資料(6)に基づき説明)</p> <p>(松村委員) 答申交付方法については、答申内容によって方法を変えることで問題ないと思う。</p> <p>意見陳述の実施方法については、令和4年度に第三部会で口頭意見陳述を実施したとのことだが、どのような案件でなぜ実施することとしたのか。</p> <p>(事務局) 個人情報の訂正請求の案件で審査請求人の求めている訂正内容や訂正範囲を再確認する意味で実施した。</p> <p>(藤原会長) 審査請求人が実施機関にあまり話を聞いてもらえなかったというような主張もあり実施した。久保委員が対面による参加で、私と金井委員がWEB参加で実施した。</p> <p>(齋藤委員) 口頭意見陳述の実施方法について、前提として横浜市の場合は遠方から情報公開請求等をされることはないのか。</p> <p>(事務局) ほぼ市内や近隣自治体の請求者である。</p> <p>(齋藤委員) 新型コロナウイルスが流行しているという状況でもあるので、遠隔地の場合は考慮する必要があるのではないか。</p> <p>(事務局) 仮に遠隔地からの口頭意見陳述の希望があった場合には、個別に相談したい。</p> <p>(藤原会長) 事務局からほかにあるか。</p> <p>(事務局) 議事録の署名について報告(資料(6)に基づき説明)</p> <p>(藤原会長) 事務局から説明があったが、よろしいか。</p> <p>(委員) 異議なし</p> <p>(藤原会長) これ以降は、非開示情報に該当する事項を審議するので、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条第2号の規定に基づき、非公開とする。</p> <p style="text-align: center;">【以下非公開】</p> <p>7 大量審査請求案件について</p> <p>大量審査請求案件に係る今後の事務について報告した。</p>
資料及び特記事項	<p>1 資料</p> <p>(1) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿(第12期)</p> <p>(2) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会審議状況(平成24年度～令和3年度)</p> <p>(3) 行政文書開示等の処理状況(令和3年度)</p> <p>(4) 令和3年度の答申状況</p>

	(5) 「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護条例及び情報公開条例の改正について」に係る資料 (6) 「審査会の運営について」に係る資料 2 特記事項 次回開催日時 未定
--	---

本議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定した。